

浄化槽清掃業 事務手続きの手引き

平成25年4月

**特 別 区
東京二十三区清掃協議会**

目 次

I 净化槽清掃業の事務手続き	1
1 許可の届出事項に変更が生じた場合	1
2 廃業した場合	3
3 許可証を紛失、き損した場合	4
II 净化槽清掃業に関する遵守事項等	5
1 净化槽清掃業者の義務等	5
2 净化槽清掃技術者講習会	6
3 净化槽汚でいの適正処理	7
III 行政指導、行政処分等	9
1 報告徴収	9
2 立入検査	9
3 行政処分	9
4 罰則	9
IV 净化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）の作成	11
V 净化槽清掃記録報告書の作成（練馬区のみ）	11
【様式等一覧】	12
1 許可証再交付申請書	13
2 許可申請記載事項変更届	14
3 净化槽清掃業廃業等届	15
4 净化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）	16
5 欠格条項に該当しない者である旨の誓約書	17
6 従業員名簿	18
7 成年者と同一の行為能力を有する旨の申出書	19
8 净化槽清掃の記録（見本1）	20
9 作業台帳（見本2）	21
10 净化槽の清掃に関する契約書（見本3）	22

凡 例

清掃協議会	東京二十三区清掃協議会
法	浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)
施行規則	環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 59 年厚令第 17 号)
廃掃法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)

平成25年4月より届出の窓口は清掃協議会です。

I 浄化槽清掃業の事務手続き

浄化槽清掃業に関し、届出事項に変更が生じた場合又は廃業した場合は、**30日以内**に清掃協議会に届出が必要です。また、許可証を紛失・き損した場合は、再交付申請をする必要があります。

1 許可の届出事項に変更が生じた場合（法第37条、施行規則第12条）

（1）届出方法等

- ① 「**許可申請記載事項変更届**」（様式等一覧参照）に、必要書類を添えて、2部（提出用と届出者控用）作成し、清掃協議会に提出してください。
なお、届出者控用については、添付書類を省略することができ、提出用のコピーでも可とします。郵送による届出も可能です。
- ② 届出等に押印する印鑑は、必ず**登録印（印鑑証明書と同じもの）**を使用してください。
- ③ 郵送による届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出してください。
- ④ 「**変更事項**」のうち、下記のいずれかに変更が生じた場合は、許可証の記載事項が変更となるため、新しい許可証を交付します。

1	個人の住所
2	個人の氏名
3	法人の主たる事務所（営業所）の所在地
4	法人名称
5	法人代表者 ※氏名変更を含む

なお、変更前の許可証は返却していただくことになりますが、新しい許可証の用意ができた時点で清掃協議会から交付方法等を連絡しますので、その指示に従ってください。
郵送による許可証の交付は行いません。

(2) 変更事項及び添付書類

	変更事項	添付書類
1	個人の住所	①住民票の写し *電話番号の変更を伴う場合は、変更届にその旨記載すること。 ②印鑑証明書
2	個人の氏名	①住民票の写し ②印鑑証明書 ③自動車検査証のコピー
3	法人の主たる事務所（営業所）の所在地	①登記事項証明書 （変更内容が確認できない場合は、履歴事項全部証明書） ②印鑑証明書 ③主たる事務所（営業所）の案内図 *電話番号の変更を伴う場合は、変更届にその旨記載すること。
4	法人名称	①登記事項証明書 （変更内容が確認できない場合は、履歴事項全部証明書） ②印鑑証明書 ③自動車検査証のコピー
5	法人代表者 ※氏名変更を含む	①登記事項証明書 （辞任・退任・死亡等、法人代表者がその職を離れた場合は、履歴事項全部証明書） ②印鑑証明書 ③誓約書
6	定款又は寄附行為	①定款又は寄附行為のコピー ②登記事項証明書
7	主たる事務所（営業所）以外の事務所、事業場	変更内容を証する書類のコピー
8	登録印鑑	印鑑証明書

9	法人役員 ※役員の氏名変更及び取締役から監査役への変更等役職の変更も届出の対象	①登記事項証明書 （辞任・退任・死亡等、法人役員がその職を離れた場合は、 履歴事項全部証明書 ） ②誓約書 *変更が辞任・退任・死亡等、減員のみの場合は不要。 ③従業員名簿 *就任・退任等変更のあった者のみを記載し、 <u>摘要欄に変更年月日及び変更内容を記入すること。</u>
10	従業員	従業員名簿 *採用・退職等変更のあった者のみを記載し、変更年月日及び変更内容を記入すること。
11	車両	①自動車検査証のコピー ②運搬車の写真
12	車庫・洗車場	①土地及び建物の登記事項証明書、又は賃貸借契約書のコピー ②写真 ③配置図・案内図
13	器具の収納場所	①器具の配置図 ②写真 ③収納場所の案内図
14	浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能等を有する者	浄化槽清掃技術者講習会修了証書のコピー等変更内容を証する書類
15	自動車検査証の内容の変更	①自動車検査証の写し ②変更後の運搬車の写真（自動車登録番号を変更した場合）

※住民票の写し、印鑑証明書、登記事項証明書等公的機関に発行手数料の支払いを要する書類

- 原本を添付してください。
- 申請前**3カ月以内**に発行されたものに限ります。

2 廃業した場合（法第38条）

(1) 「**浄化槽清掃業廃業等届**」（様式等一覧参照）に許可証を添えて、2部（提出用と届出者控用）作成し、清掃協議会に提出してください。なお、届出者控用については、添付書類を省略することができ、提出用のコピーでも可とします。郵送による届出も可能です。

(2) 届出人

事 項	届 出 人
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3 法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
5 淨化槽清掃業を廃止した場合	海化槽清掃業者であった個人又は海化槽清掃業者であった法人の役員

(3) 届出等に押印する印鑑は、必ず**登録印（印鑑証明書と同じもの）**を使用してください。

(4) 廃業した時点までの「**海化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）**」(様式等一覧参照)を提出してください。

(5) 郵送による届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出してください。

(6) 同時に「一般廃棄物収集運搬業（汚でい）」も廃業する場合は、「一般廃棄物処理業の手引き」を参照し、届け出してください。

3 許可証を紛失、き損した場合

(1) 申請前に清掃協議会へ連絡してください。

(2) 「**許可証再交付申請書**」(様式等一覧参照)に次の書類を添えて、2部(提出用と届出者控用)作成し、清掃協議会に提出してください。

なお、許可証の再交付申請には、再交付手数料がかかります。

【添付書類】

① 紛失の場合 ⇒**顛末書**

② き損の場合 ⇒**顛末書、旧許可証**

(3) 届出等に押印する印鑑は、必ず**登録印（印鑑証明書と同じもの）**を使用してください。

(4) 許可証再交付申請手数料

1区につき 3,000 円

(5) 提出方法

直接、清掃協議会の窓口に申請してください。**(郵送による申請はできません。)**

郵送による許可証の交付は行いません。

II 净化槽清掃業に関する遵守事項等

净化槽清掃業を行うにあたっては、次の事項を遵守してください。

1 净化槽清掃業者の義務等

(1) 帳簿書類の作成及び保存

① 作業台帳（法第40条、施行規則第14条）

净化槽清掃業者が法令に従い、適正に日々の業務を行っていることを確認するため、営業所ごとに環境省令で定める事項を記載した帳簿を作成することが義務づけられています。

なお、様式に定めはありませんが、作成にあたっては下記の事項に注意してください。

（様式等一覧見本3参照）

ア　帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後営業所別に**5年間**保存してください。

イ　清掃作業を行った浄化槽別に下記事項を記載してください。

（a）清掃年月日

（b）清掃を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所

ウ　一般廃棄物処理業に関する作業台帳と兼用できますが、その場合、浄化槽汚いでの処理に関する下記の事項も記載してください。

（廃掃法第7条第15項、同法施行規則第2条の5）

なお、「一般廃棄物処理業の手引き」も参照してください。

（a）収集（運搬）年月日（＝清掃年月日）

（b）作業場所の名称（＝浄化槽管理者）及び所在地（＝浄化槽の設置場所）

（c）収集量（汚いで引出量）及び処理料金

（d）運搬先別処分量（＝収集量）

② 浄化槽清掃記録の作成（法第10条第1項、施行規則第5条第2項・第4項～第9項）

净化槽清掃業者が清掃作業を実施した場合、その清掃記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら**3年間**保存することが義務づけられています。清掃の結果、当該浄化槽がどのような状態にあるかを浄化槽管理者に通知し、浄化槽の機能の維持を徹底するためにも必ず作成してください。

なお、様式に定めはありませんが、下記事項は必ず記載してください。

（様式等一覧見本2参照）

（ア）清掃年月日

（イ）浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所

（ウ）浄化槽の構造（容量、処理方式）

（エ）浄化槽汚いでの引出量及び処分先

（オ）清掃後の浄化槽の状況（異常の有無等）

（カ）浄化槽管理者への連絡事項（維持管理上必要な事項等）

（キ）浄化槽管理者の確認印

（ク）清掃作業の責任者の確認印

(2) 作業に関する事項

① 净化槽の清掃の技術上の基準の遵守（法第9条、施行規則第3条）

浄化槽の清掃を行うときは、法令で定める浄化槽の清掃の技術上の基準に従い実施しなければなりません。清掃の対象となる単位装置ごとに、作業手順や汚でいの引き出し量等に関する規定が設けられていますので遵守してください。

② 指導要綱等による義務

各区の浄化槽指導要綱等において、清掃作業にあたっては、浄化槽の清掃の技術上の基準に従うほか下記の事項を行うこととされています。

- ア 清掃の実施にあたっては、作業の安全と周辺の環境衛生に十分配慮すること。
- イ 清掃の実施にあたっては、浄化槽管理者又はその代理人等に立ち会いを求め、清掃終了後は確認を受けること。
- ウ 清掃の実施にあたっては、所定の清掃器材を用いること。
- エ 清掃実施後は、清掃の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、1部を自ら3年間保存すること。
- オ 清掃の結果、浄化槽に異常を認めたときは速やかに浄化槽管理者に報告すること。

2 净化槽清掃技術者講習会

従来は、浄化槽清掃業の許可基準のひとつとして「環境大臣が認定する浄化槽の清掃に関する講習会の課程を修了した者であつて、浄化槽の清掃に関し2年以上の実務経験を有する者」とされていたところ、平成13年2月に施行規則第11条第4号が改正され、「**浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。**」になりました。この中で「専門的知識、技能」については、汚水処理原理、浄化槽の構造・機能、清掃の作業実務、汚でいの収集・運搬・処理・処分、作業の衛生及び安全対策等に十分な専門的知識並びに技能を有していることが求められています。

(公財)日本環境整備教育センターが実施している、下記の講習会の修了者又は、これと同等の知識及び技能を有する者が在籍している清掃業者は、この基準を満たしていることとなります。

- (1) 浄化槽清掃技術者講習会
- (2) 旧(社)日本環境整備教育センターが実施した「浄化槽管理技術者資格認定講習会Bコース」
- (3) 旧(社)日本浄化槽教育センターが実施した「浄化槽管理者資格認定講習会」
- (4) 旧(社)日本浄化槽教育センターが実施した「浄化槽管理者資格認定講習会Bコース」

浄化槽の技術は日々進歩していることから、浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関する新しい技術について積極的に取得するよう努めることができます。

特に、上記講習会の修了者が現在在籍していない清掃業者にあっては、清掃作業に従事している従業員が「**浄化槽清掃技術者講習会**」を受講するよう努めてください。

3 净化槽汚でいの適正処理

净化槽の清掃により発生した汚でい（净化槽汚でい）は、一般廃棄物に該当するため各区の一般廃棄物処理計画に基づき適正に処理しなければなりません。

净化槽汚でいの収集運搬にあたっては、し尿混じりのビルピット汚でいや事業系し尿の場合と同様、一般廃棄物処理基準（廃掃法第6条の2第2項）を遵守し、生活環境に支障が生じないよう行ってください。（廃掃法第7条第13項）

また、次の事項については特に注意してください。

（1）運搬車両及び清掃器材の維持管理の徹底について

汚でいの運搬車両には、タンクから悪臭が外部に漏れることを防止するために脱臭装置が設置されています。薬剤は消耗品ですので必ず定期的に補充し、悪臭が漏れることにより、生活環境を悪化させることのないよう徹底願います。また、活性炭を使用している場合についても、消臭機能が低下する前に交換してください。

併せて、車両の各装置について定期的に整備点検を実施し、汚でいの収集運搬の作業に支障が生じないよう努めてください。（特にホースの破損に注意してください。）

また、清掃に使用する器材についても、現場作業の際に支障が生じないよう定期的に整備点検を行ってください。

（2）汚でいの「積替え」「積置き」について

净化槽汚でいを運搬車両に積み置くことは、廃掃法及び各区の条例に違反することになります。また、積んでいる汚でいからメタンガスが発生することにより車両が爆発するおそれもあります。净化槽汚でいを積置いている間は、净化槽汚でい以外の汚でいを収集できなくなり、車両の稼動が非効率になります。净化槽汚でいは、収集したその日のうちに処理施設に搬入するようにしてください。

同様に、净化槽汚でいを別の車両に積み替えることも禁止されています。このため、净化槽汚でいを積替えることのない作業計画を作成してください。

（3）汚でい処理の再委託の禁止について

一般廃棄物の処理を他人に再委託することは法律で禁止されています。また、自己の名義をもって他人に営業をさせることも禁止されています。

（廃掃法第7条第14項、同第7条の5）

このため、净化槽汚でいの収集運搬は、委託を受けた収集運搬業者（清掃業者）が自ら適正に行わなければなりません。再委託等をすることにより、净化槽汚でいが不適正に処理されることを防止するためにも、自らの責任で処理ができる範囲の業務を受けるようにしてください。

(4) 車両の運行管理状況の把握について

汚でいの収集運搬について、車両の運行と汚でいの処理を併せて管理することにより、適正に業務を実施していることを確認できるよう車両の稼働記録(運転日報、作業日報等)を作成してください。

(5) 搬入伝票の取扱いについて

浄化槽汚でいを品川清掃作業所に搬入する場合、「一般廃棄物（し尿・汚泥）搬入伝票」を提示することが義務づけられています。

このうち、D票については作業所で打刻を受けた後、当該浄化槽の所在する区に送付することとされています。

ただし、練馬区については、D票を排出事業者に送付してください。

搬入伝票の作成にあたっては、業者番号や汚でいの運搬量等の記入事項について正確に記入するよう十分に注意してください。

なお、浄化槽汚でいを搬入するにあたっては、関係規定を遵守し、作業所の指示に従ってください。

【参考】

品川清掃作業所への浄化槽汚でいの搬入に関する規定

- 1 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例
- 2 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則
- 3 東京二十三区清掃一部事務組合浄化槽汚泥搬入要綱
- 4 東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物（し尿・汚泥）搬入伝票及びその取扱いに関する要綱
- 5 東京二十三区清掃一部事務組合品川清掃作業所へのし尿等の搬入に係るICカードの貸付手續及びその取扱いに関する要綱

III 行政指導、行政処分等

1 報告徴収（法第53条第1項）

区は、法令等で定められた基準に従い適正に業務を実施しているかどうかを確認するため、浄化槽清掃業者に対して報告を求めることができます。

浄化槽清掃実績報告書（P11）のほかにも、浄化槽清掃業に関する事項について報告を求める場合があります。業務の実施状況については、適切に管理してください。

2 立入検査（法第53条第2項）

区は、法令等で定められた基準に従い適正に業務を実施しているかどうかを確認するため、随時、事務所（営業所）や事業現場に立入検査を行うことができます。立入検査の対象は、浄化槽清掃の実施状況を把握するために必要な帳簿書類やその他の物件です。

なお、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

3 行政処分

（1）許可の取消し、事業の停止命令（法第41条第2項）

浄化槽清掃業者が以下の事項のいずれかに該当した場合、区長は許可を取消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ① 法第36条第1号（事業に使用する施設又は能力が許可の基準）に適合しなくなったとき
- ② 法第12条第2項の命令（浄化槽の清掃に関する改善命令）に違反したとき
- ③ 不正の手段により第35条第1項の許可（浄化槽清掃業の許可）を受けたとき
- ④ 法第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれか（欠格条項）に該当したとき
- ⑤ 法第37条の規定による届出（変更届）をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- ⑥ 法第41条第1項の指示（浄化槽清掃についての指示）に従わず、情状が特に重いとき

（2）改善命令（法第12条第2項）

浄化槽清掃業者が、法令に定められた基準に適合しない業務を行っている場合、区長は期限を定めて浄化槽の清掃について必要な改善措置を命ずることができます。

なお、事業の停止命令や改善命令に従わない場合、許可の取消し等の行政処分及び罰則が科せられることがあります。

（3）聴聞等の機会

行政処分を行おうとするときは、区長はあらかじめ、行政処分を受けるべき者にその理由を通知し、聴聞又は弁明の機会を与えることになっています。

4 罰則

（1）直罰規定

浄化槽清掃業者が、浄化槽の清掃について守るべき義務に違反した場合には、行政処分とは別に刑事罰が科せられることがあります。

（2）両罰規定

浄化槽清掃業者が法人の場合、代表者や従業員が違反行為を行った場合には、行為者が処罰されるほか、法人に罰金が科せられることがあります。

また、浄化槽清掃業者が個人の場合、従業員が違反行為を行った場合、行為者が処罰されるほか、当該処理業者個人に罰金が科せられることがあります。

(3) 罰則一覧

主な罰則は下表のとおりです。

違 反 行 為	罰 則	根 拠 法 令
事業停止命令に違反したとき (法第41条第2項違反)	1年以下の懲役又は 150万円以下の罰金	法第59条第5号
無許可で浄化槽の清掃を行ったとき (法第35条第1項違反)		法第59条第6号
浄化槽の清掃に関する改善命令に違反したとき (法第12条第2項違反)	6月以下の懲役又は 100万円以下の罰金	法第62条
帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を5年間保存しなかったとき (法第40条違反)		法第64条第7号
求められた報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき (法第53条第1項違反)	30万円以下の罰金	法第64条第10号
立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき (法第53条第2項違反)		法第64条第11号
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記の違反行為をしたとき (両罰規定)	各本条の罰則又は科料	法第66条
変更の届出、廃業等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき (法第37条、第38条違反)	20万円の以下の過料	法第67条

※このほか、各区の条例又は規則等による罰則規定もあります。

IV 净化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）の作成

净化槽清掃業者は、毎年、清掃業務に関する実績報告書を作成し、清掃協議会へ提出してください。

○净化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）

「净化槽清掃実績報告書（単独分・合併分）」（様式等一覧参照）に前年4月1日から3月31日までの実績を集計し、4月30日までに清掃協議会へ提出してください。

作成にあたっては、下記の事項に注意してください

- (1) 「**単独式浄化槽**」と「**合併式浄化槽**」でそれぞれ作成し、「**単独式浄化槽**」の分は「**単独分**」を、「**合併式浄化槽**」の分は「**合併分**」を○で囲んでください。
- (2) 実績があった区ごとに集計の上作成し、清掃協議会へ提出してください。
なお、実績のない区については作成不要です。
- (3) 「**搬入量**」は、「一般廃棄物〔し尿・汚でい〕搬入伝票」又は「計量伝票」（品川清掃作業所の場合）に基いて算出し、「**kℓ (キロリットル)**」単位で記入してください。
なお、1 kℓ (キロリットル) 未満の端数は、小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで記入してください。

【記入例】

10.009 kℓ ⇒ 10.01 kℓ

ただし、「0.004 kℓ」のように、小数第3位を四捨五入すると数値が「0.00 kℓ」となってしまう場合は、四捨五入せずにそのまま小数第3位までの数値「0.004 kℓ」を記入してください。

V 净化槽清掃記録報告書の作成（練馬区のみ）

練馬区では、「净化槽清掃記録報告書」の提出について、毎年4月から3箇月ごとの四半期にまとめ、まとめた最終月の翌月末日までに提出することを義務付けています。

ただし、「净化槽清掃記録報告書」の代わりとして、汚泥搬入伝票（B票）の写し（原本は不可）を提出することもできます。

なお、净化槽清掃の実績がない場合は、「净化槽清掃記録報告書」に「実績なし」と記載し、提出してください。また、押印する印鑑は、必ず登録印（印鑑証明書と同じもの）を使用してください。

※ 提出先は、練馬区です。FAXでも構いません。詳細や様式等は、練馬区にお問い合わせください。

※ 汚泥搬入伝票（D票）の原本を提出することはできませんので注意してください。